

- 坂町県道推進室からのお知らせ -

県道だより

第22号 発行：平成20年5月1日



〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室
TEL (082) 820-1536
FAX (082) 820-1523
E-mail:kendou@town.saka.hiroshima.jp

4月1日より平成20年度がはじまりました。
役場内の組織が「部制」(総務部・民生部・建設部)に変わり、県道推進室も新たな体制で新年度を迎えました。

今年度も、引き続き県道坂小屋浦線の早期整備に向け、職員一同一丸となって努力してまいりますので、皆様方のあたたかいご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

道路特定財源と暫定税率

道路特定財源とは、道路の整備に使い道を限定している財源のことです。

暫定税率とは、生活に必要な道路整備を促進するため、本来の税率に暫定的に上乘せされた税率のことです。

ガソリン1あたりの税の内訳

	税率(内暫定税率)
揮発油税	48.6円(24.3円)
地方道路譲与税	5.2円(0.8円)
計	約54円(約25円)

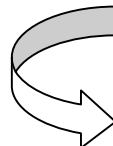
暫定税率は道路整備に大きく貢献

ガソリンに対して課税される「揮発油税」「地方道路譲与税」の他に、軽油に対して課税される「軽油引取税」、新車購入時や車検時に負担する「自動車重量譲与税」や、車の購入時に負担する「自動車取得税」に暫定税率が適用されます。



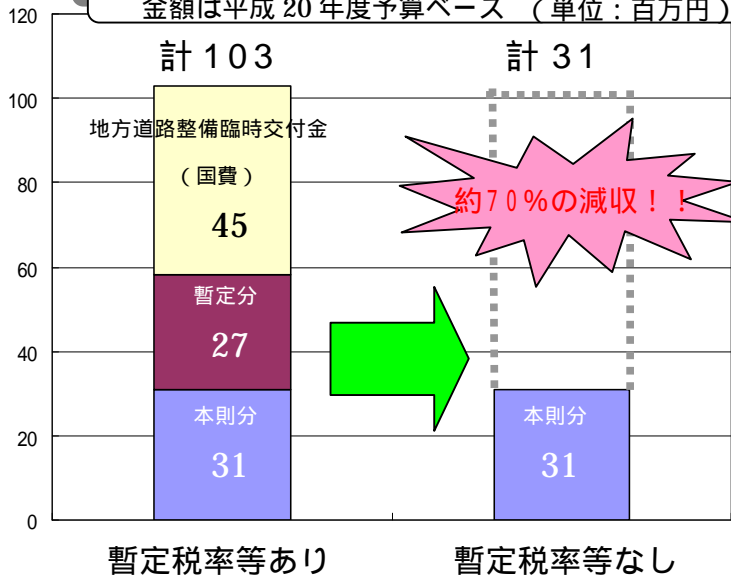
坂町における道路特定財源は？

裏面へつづく

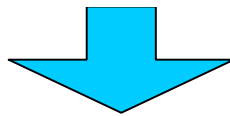


坂町の道路特定財源

金額は平成20年度予算ベース（単位：百万円）



地方道路整備のため、国から
地方に交付される交付金



暫定税率等がない場合、
道路事業に関する財源が
平成20年度の予算
ベースで約72百万円
不足してしまいます・・・

暫定税率の適用により、必要な道路事業の予算が確保されます。借り入れの返済に充てる費用と、日常生活に直結する既存道路の維持・補修費に加え、ウォーキングトレイル事業など、生活に密着した道路の改良・新設に関する事業費が確保されます。

坂町の、ひいては地方の発展・繁栄のためには、道路事業は欠かせないものです。以前の「県道だより」でもお伝えしたように、防災の面に限らず、介護や福祉の充実に繋がる、とても重要な事業なのです。



「安全・安心な生活環境の創造」道路事業！



町としましては、災害に強く、快適な生活が送れ、地域に住みつづけたくなる生活環境を創造するため、「まちづくり交付金事業」による生活道路の整備を進めるとともに「県道坂小屋浦線事業」の早期整備を目指します。

県道事業は、町といたしましても広島県とともに、引き続き用地測量を実施してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。